

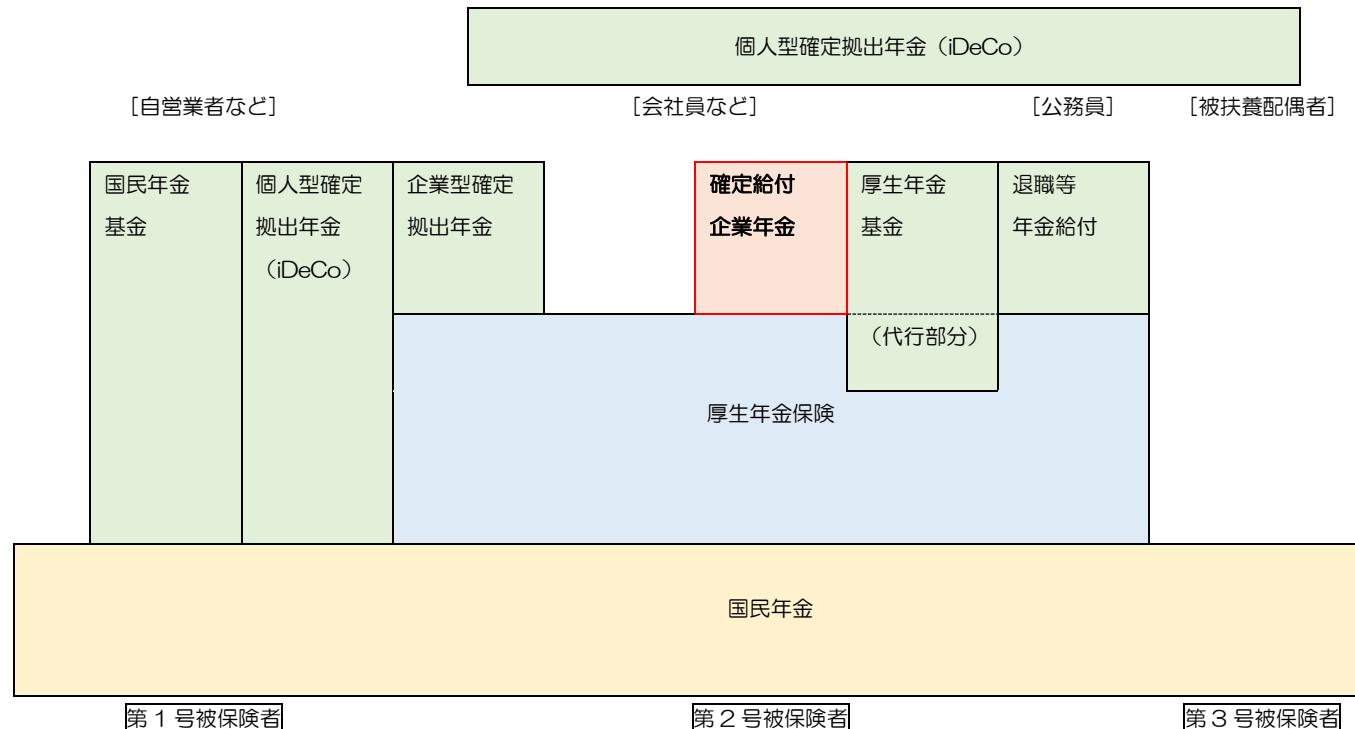
日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の事務について

令和3年4月

日本ＩＴソフトウェア企業年金基金

はじめに

- 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金は、「確定給付企業年金法」（平成 13 年法律第 50 号）に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて平成 27 年 10 月 1 日に設立された特別法人です。関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金が平成 28 年 7 月 1 日付の解散の認可を受けたことに伴い、同厚生年金基金から残余財産分配金の交付を受けました。この資料では、日本ＩＴソフトウェア企業年金基金に加入している事業所の適用関係の手続きや給付の概要などについてご説明します。



確定給付企業年金	制度全体で資産を運用する。給付額は規約で定められている。運用リスクは事業主が負う。
企業型確定拠出年金	加入者単位で資産を運用する。給付額は運用実績で変動する。運用リスクは加入者が負う。

目次

1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度	… 1	4. 給付の概要	… 41
(1) 規約		(1) 脱退一時金（加入者期間 3 年以上 10 年未満）	
(2) 組織		(2) 脱退一時金（加入者期間 10 年以上）	
(3) 第 1 年金と第 2 年金		(3) ポータビリティ制度（当基金→他制度）	
(4) キャッシュバランスプランと仮想個人勘定残高		(4) 老齢給付金	
2. 適用関係の事務	… 9	(5) 遺族給付金	
(1) 規約別表		(6) 退職から一時金受給までの流れ	
(2) 届書の種類		(7) 確定給付企業年金の給付と税金	
(3) データによる届出方法		5. 福祉事業	… 57
(4) 加入者資格取得届		(1) ライフプランセミナー	
(5) 加入者資格喪失届		(2) 年金相談・各種セミナー	
(6) 基準給与変更届		(3) 結婚情報サービス機関の割引利用	
(7) 加入者に関する変更（訂正）届		(4) 結婚式場・葬祭場の割引利用	
(8) 中断者届・復活者届		(5) えらべる俱楽部	
(9) その他の訂正・取消届			
3. 掛金関係の事務	… 37		
(1) 掛金率			
(2) 納入告知書の発送と納付期限			
(3) 口座振替			

1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度

1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度

(1) 規約

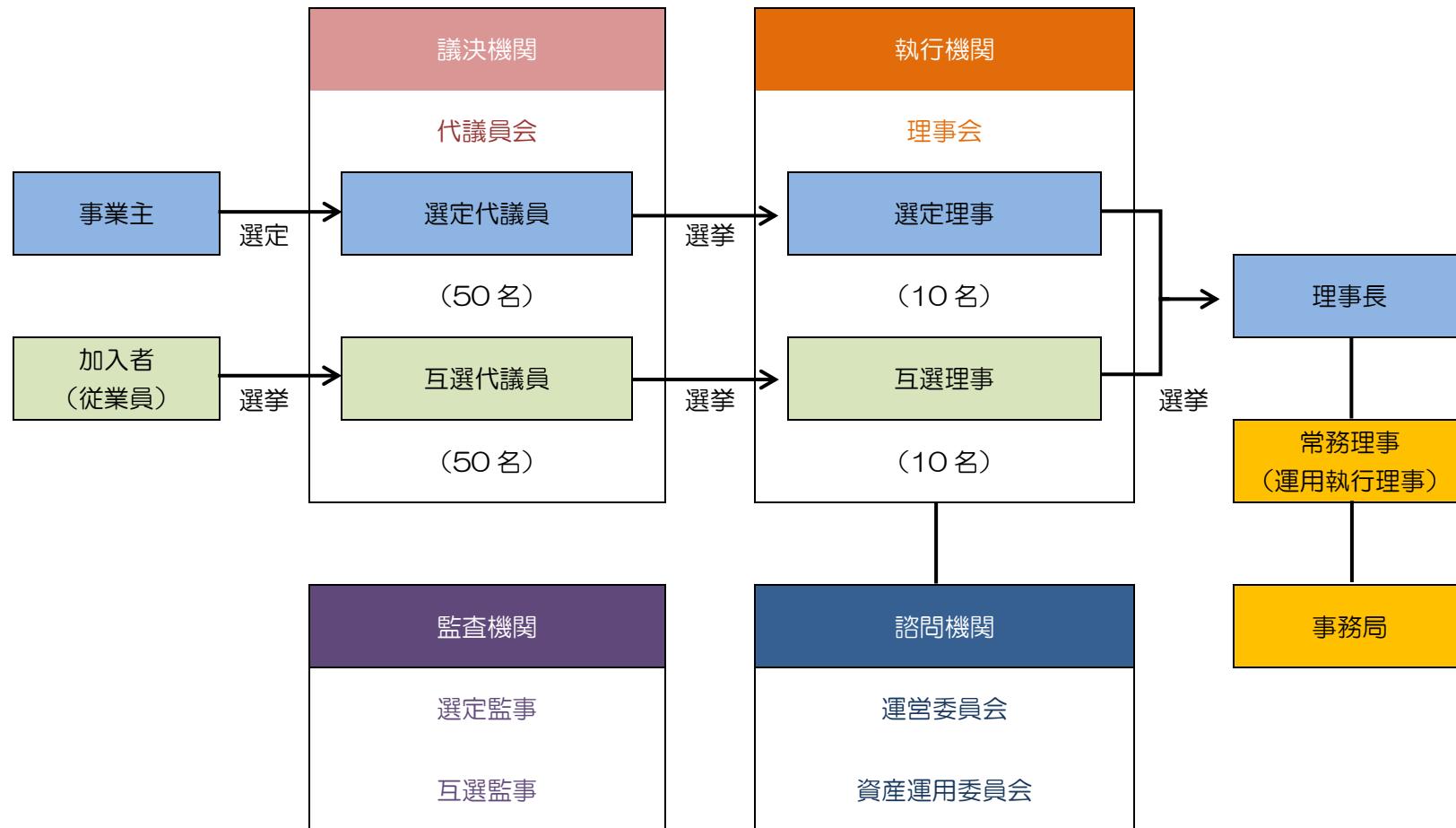
- 法令の定めによらないところは、「日本ＩＴソフトウェア企業年金基金規約」（以下、「規約」という。）の定めに従って運営されます。
- 加入者の範囲、第2年金の口数、産休・育休期間中の掛金納付の有無など、事業所ごとにご選択いただいた事項は、規約の「別表」に記載されています。
- 規約（別表を含む）を変更するには、当基金から厚生労働大臣（関東信越厚生局）への認可申請または届出が必要です。
- 規約（附則・別表第1・別表第2を除く）は、当基金ホームページで公開していますので、ご参照ください。
　　[トップページ > 当基金について > 規約 \[https://www.its-kikin.or.jp/01_kikin/kikin04.php\]\(https://www.its-kikin.or.jp/01_kikin/kikin04.php\)](https://www.its-kikin.or.jp/01_kikin/kikin04.php)
- ※閲覧にはユーザーIDとパスワードが必要です。ご不明な場合はお問い合わせください。

(2) 組織

- 当基金の最高議決機関である代議員会は、事業主・加入者それぞれの代表である代議員をもって組織されています。
- 代議員会は、通常は年2回、毎年1月と7月に開催されます。規約変更、予算・決算、実施事業所の減少などの重要事項の決定は、代議員会の議決を経る必要があります。
- 執行機関である理事会は、代議員による選挙で選出された理事をもって組織されています。

1. 日本 IT ソフトウェア企業年金基金の制度

●組織図



1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度

(3) 第1年金と第2年金

●第1年金（平成28年7月1日スタート）

第1標準掛金	第1標準給与（＝第1基準給与 厚生年金の標準報酬月額に連動 変更時期は4月及び10月）×1.1%
第1事務費掛金	第1標準給与（＝第1基準給与 厚生年金の標準報酬月額に連動 変更時期は4月及び10月）×0.15%
・関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金の後継制度として設計された制度です。 ・関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金の分配金の受け入れ先となりました。	

●第2年金（平成27年10月1日スタート）

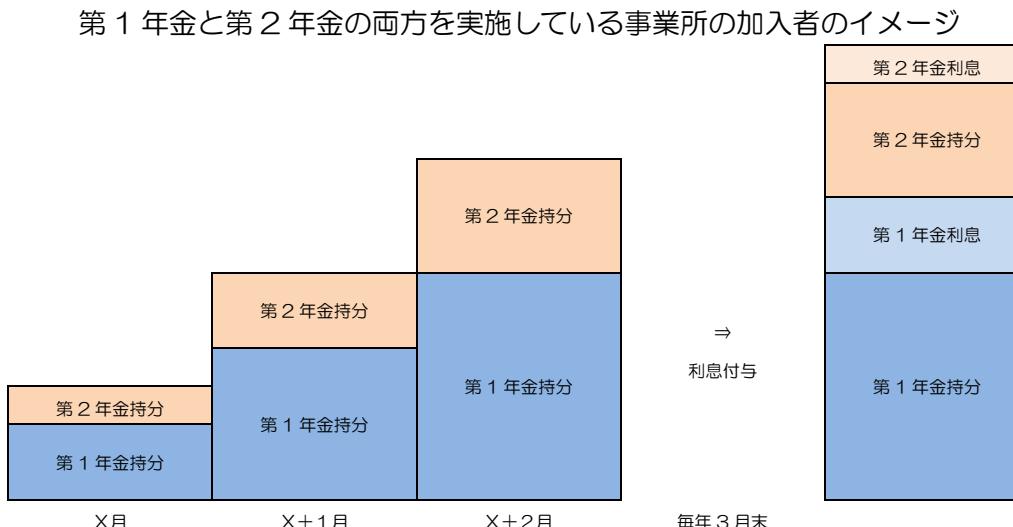
第2標準掛金	口数 × 1,000円（口数は1口～30口の範囲で事業所ごとに異なる）
第2事務費掛金	【第2年金のみ実施】 口数 × 100円（上限500円） 【第1年金＋第2年金】 一律100円 ※令和2年4月改定
・加入者全員が同じ口数の定額コースと、職位や給与により事業所ごとに設定された範囲で口数が変動する変額コースがあります。	

●第1年金のみ実施している事業所（事業所番号：10XXXX）、第2年金のみ実施している事業所（事業所番号：20XXXX）、 第1年金と第2年金の両方を実施している事業所（事業所番号：30XXXX）があります。

1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度

(4) キャッシュバランスプランと仮想個人勘定残高

- 当基金は「キャッシュバランスプラン」を採用しています。キャッシュバランスプランとは、個人ごとに設定された仮想個人口座に事業主が拠出した掛金が持分として積み立てられ、その持分に付与される利息の利率が一定の指標に基づいて変動する制度のことです。
- 仮想個人口座に積み立てられた持分と利息の合計を「仮想個人勘定残高」といい、基金の加入者資格を喪失した方への給付の原資となります。当基金では、第1年金と第2年金のそれぞれで仮想個人勘定残高を計算し、加入者資格を喪失した方が一時金を受給する場合は、各仮想個人勘定残高の100円未満の端数を切り捨てた額の合計が一時金額となります。
- 利息が付与される時期は、次のとおりです。
①加入中・繰下げ中の毎年3月末 ②資格喪失日の前日 ③繰下げ終了時 ④老齢給付金受給権発生時（喪失事由が事業所の脱退・合併の場合に限る）



1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度

- 利息付与率（再評価率）は、毎年4月、前年1月から12月までの間に係る複合ベンチマーク收益率（当基金の資産の構成割合に基づくもの）から0.5%を控除した率に改定されます。上限は5%、下限は0%です。
- 加入者の皆さんには、毎年5月下旬、事業所を通じてその年3月末時点の仮想個人勘定残高のお知らせを配付します。

●仮想個人勘定残高のお知らせのイメージ

	X-1年3月末 仮想個人勘定残高	当年度持分付与額	当年度利息付与額	X年3月末 仮想個人勘定残高	X年3月末 基準給与（参考）
第1年金	100,000	39,600	1,215	140,815	300,000
第2年金	50,000	12,000	565	62,565	1,000

- 上図の事例では、年度途中の基準給与の変更がないものと設定しており、当年度持分付与額は次の計算で求めることができます。

$$\text{第1年金 } 300,000 \times 1.1\% \times 12 = 39,600$$

$$\text{第2年金 } 1,000 \times 12 = 12,000$$

- 上図の事例では、利息付与率を1.0%と設定しており、当年度利息付与額は次の計算で求めることができます。

第1利息 … 直前の利息付与日（前年度末）における仮想個人勘定残高に付与される利息

第1利息の計算式：A1 × B × C1 ÷ 12

A1：直前の利息付与日における仮想個人勘定残高

B：利息付与率（再評価率）

C1：直前の利息付与日の翌日の属する月から利息付与日の属する月までの月数

1. 日本ＩＴソフトウェア企業年金基金の制度

第2利息 … 直前の利息付与日以降付与された持分付与額に付与される利息

第2利息の計算式： $A_2 \times B \times C_2 \div 12$

A_2 ：直前の利息付与日以降、利息付与日までに付与された持分付与額

B ：利息付与率（再評価率）

C_2 ： A_2 の持分付与額が付与された持分付与時の属する月から利息付与日の属する月までの月数

第1年金 第1利息 $100,000 \times 1.0\% \times 12 \div 12 = 1,000$

第2利息 4月分 $3,300 \times 1.0\% \times 12 \div 12 = 33$

第2利息 5月分 $3,300 \times 1.0\% \times 11 \div 12 = 30.25$

⋮

⋮ (6月分～翌年1月分の記載略)

⋮

第2利息 2月分 $3,300 \times 1.0\% \times 2 \div 12 = 5.5$

第2利息 3月分 $3,300 \times 1.0\% \times 1 \div 12 = 2.75$ 小計 $215 + 1,000 + 215 = 1,215$ 円

第2年金 第1利息 $50,000 \times 1.0\% \times 12 \div 12 = 500$

第2利息 4月分 $1,000 \times 1.0\% \times 12 \div 12 = 10$

第2利息 5月分 $1,000 \times 1.0\% \times 11 \div 12 = 9.1666\dots$

⋮

⋮ (6月分～翌年1月分の記載略)

⋮

第2利息 2月分 $1,000 \times 1.0\% \times 2 \div 12 = 1.6666\dots$

第2利息 3月分 $1,000 \times 1.0\% \times 1 \div 12 = 0.8333\dots$ 小計 $65 + 500 + 65 = 565$ 円

【MEMO】

2. 適用関係の事務

2. 適用関係の事務

(1) 規約別表

●加入者の範囲、第2年金の口数などは、事業所が当基金に加入した際の申し出に基づき、規約別表で規定されています。

●規約別表第1

① 実施事業所	② 所在地	③ 加入者	④ 口数	⑤ 休職	⑥ 第1基準給与対象者	⑦ 第2基準給与対象者

① 実施事業所	事業所名称
② 所在地	事業所所在地（市区町村まで）
③ 加入者	加入者の範囲
④ 口数	第2年金の定額コースを実施している場合の口数 変額コースを実施している場合は別表第2で別に規定されています。
⑤ 休職	産休・育休中の標準掛金納付の有無 「-」=納付あり 「該当」=納付なし
⑥ 第1基準給与対象者	第1年金の持分が付与される加入者の範囲 「-」=第1年金未加入
⑦ 第2基準給与対象者	第2年金の持分が付与される加入者の範囲 「-」=第2年金未加入

2. 適用関係の事務

- 規約別表第2（第2年金の変額コースを実施している事業所のみ）

XX	月額掛金（千円）

左の列が規定する状態ごとに右の列で口数（1 □ 1000円）を規定しています。左の列で規定する状態に変更があった加入者は、変更後、最初に到来する4月または10月に「基準給与変更届」をご提出いただく必要があります。下記は、別表第2の設定例です。

（例1）

標準報酬月額の等級	月額掛金（千円）
1～18等級	1
19～23等級	2
24等級以上	3

（例2）

役職	月額掛金（千円）
係員	10
係長・課長	20
部長・役員	30

- 規約別表の内容を変更するには、当基金から関東信越厚生局に対し、規約変更の手続きを行う必要があります。この手続きには、ケースによっては準備に数ヶ月程度お時間をいただくことがあります。変更を検討される場合は、お早めにご相談ください。なお、加入者に不利益が発生する変更は「給付減額」に該当し、経営困難などの特別なご事情がない限りは認可されません。

- 規約別表で就業規則、退職金規程などを引用している事業所が当該就業規則などを改定する場合は、当基金の規約別表も変更しなくてはならない可能性があります。改定を検討される場合は、お早めにご相談ください。

2. 適用関係の事務

(2) 届書の種類

- 当基金に加入している事業所は、日本年金機構や健康保険組合とは別に、当基金にも加入者の異動や基準給与の変更などに関する届書を提出する必要があります。
- 当基金に提出する加入者関係の主な届書は、次のとおりです。

届書を提出するとき	届書の種類	資料ページ
従業員を採用したとき など	加入者資格取得届	15
従業員が退職したとき 従業員が死亡したとき 従業員が 65 歳に到達したとき など	加入者資格喪失届	21
4月1日及び10月1日時点の基準給与が変更になるとき	基準給与変更届	26
従業員が婚姻などにより氏名を変更したとき 資格取得届に記載した氏名などを訂正するとき 資格喪失届に記載した住所などを訂正するとき	加入者に関する変更（訂正）届	32
従業員が産休・育休を取得したとき ※休業期間中の掛金を納付しないことを選択した事業所のみ	中断者届	33
従業員が産休・育休を終了したとき ※休業期間中の掛金を納付しないことを選択した事業所のみ	復活者届	33

2. 適用関係の事務

資格取得届・基準給与変更届に記載した基準給与を訂正するとき	基準給与額の訂正通知書	36
資格取得年月日・資格喪失年月日など異動年月日を訂正するとき	異動年月日の訂正通知書	36
資格取得・資格喪失・基準給与変更などを取消するとき	異動通知書の取消通知書	36

- 加入者関係の届出用紙の送付をご希望の際は、当基金ホームページの用紙請求フォームよりご請求ください。

トップページ > 届出用紙のご請求 https://www.its-kikin.or.jp/06_seikyu/

- 当基金に提出する事業所関係の主な届書は、次のとおりです。

届書を提出するとき	届書の種類	資料ページ
事業所の名称または所在地を変更したとき	事業所名称・所在地変更（訂正）届	—
代表者を交代したとき 事業所の電話番号を変更したとき 代理人を選任（変更）・解任したとき など	事業所関係変更（訂正）届	—

- 事業所関係の届出用紙は、当基金ホームページからダウンロードしてご使用ください。

トップページ > 事業主・事務担当者のページ > 届出の事務 https://www.its-kikin.or.jp/04_jigyonushi/

2. 適用関係の事務

(3) データによる届出方法

●資格取得届・資格喪失届・基準給与変更届は、当基金所定のデータレイアウトに従って作成したExcelファイルまたはCSVファイルで届出を行うことができます。

●データレイアウトを当基金ホームページからダウンロードしてご利用ください。

トップページ > 事業主・事務担当者のページ > 届出の事務 https://www.its-kikin.or.jp/04_jigyonushi/

●作成したデータの提出方法は次のいずれかです。

① 株式会社ネットウエルシステム提供のファイル送受信システム（FTS）を利用する。

※FTS の概要はこちらをご参照ください。

<https://www.nw-system.co.jp/products/fts/>

※アップロード用のワンタイムパスワードを発行しますので、当基金ホームページのフォームからご利用をお申し込みください。

https://www.its-kikin.or.jp/25_form/04_FTS.php

② CD・DVDに保存して郵便・宅配便で送る。

●「データ形式届書総括票」をあわせてご提出ください。

FTSご利用の場合は、スキャンした総括票をデータとともにアップロードしてください。

2. 適用関係の事務

(4) 加入者資格取得届

●届書を提出するとき

加入者範囲【全員】	従業員を採用したとき 従業員の勤務時間が増加し、厚生年金の被保険者になったとき
加入者範囲【限定】	規約別表第1③欄で規定した正社員等（以下、「正社員等」という）を採用したとき 従業員の身分を変更し、従業員が「正社員等」に該当するようになったとき（例）契約社員→正社員

●加入者の範囲

[原 則]	“事業所に使用される厚生年金の被保険者のうち 65 歳未満の方”は、すべての方が加入者となります。
[例外①]	ただし、規約別表第1で加入者について規定した事業所は、加入者の範囲を限定することができます。
[例外②]	“65歳に達するまで加入しても給付が発生しない方”は加入者にはなりません。脱退一時金を受給するには3年以上の加入者期間が必要なため、過去に当基金の加入者だったことがあり、当基金の給付の受給権がある方を除き、資格取得日時点で62歳以上の方は加入者にはなりません。 〔62歳以上 65歳未満の方〕 →資格取得届のご提出が必須です。当基金で対象者に当基金の給付の受給権がないことが確認できた場合は、事業所に不該当の旨を通知します。 〔65歳以上の方〕 →資格取得届のご提出は必要ありません。

●提出期限

事実発生から 30 日以内

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は翌月分以降で遡及して調整します。

※事実発生から 60 日以上経過してから提出する場合は、資格取得日を確認できる資料（日本年金機構の通知書など）を添付してください。

2. 適用関係の事務

●記入上の留意点

制度区分 <small>基金型</small>	支払者番号					事業所番号					①	※第2事務費掛金 事業所番号 20XXXXX 一口数×100円（上限500円） 事業所番号 30XXXXX 一津100円									
契約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9		8	7	6	③						
保険組合番号 21	加入者番号					氏名					生年月日 <small>昭和</small> 040123	性別 <small>男</small>	資格取得年月日 030401	取扱事由 <small>新規加入者</small>	再加入が明らかで あった者 ⑦	設立購入					
基準給与1(第1年金・厚生年金月額) ④ 2200000 円						基準給与2(第2年金・口数×1000円) ⑤ 50000 円				基準給与3(第2年金・第2事務費掛金※) ⑥ 100 円					事業所間新規加入者 ⑧	再加入が明らかで あった者 ⑨	設立購入				
基 藉 年 金 番 号 ⑧ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0																					

① 事業所番号

当基金が事業所ごとに割り振る6ケタの数字です。

健康保険組合の記号や日本年金機構の事業所整理記号を記入する欄ではありません。

② 加入者番号

当基金が加入者ごとに割り振る最大10ケタの数字です。

新規加入者の場合は、まだ割り振られていませんので、空欄のままで差し支えありません。

事業所間異動の場合など、既に番号が割り振られている場合は、右詰めでご記入ください。

③ 資格取得年月日

加入者範囲【全員】… 厚生年金の資格取得日

加入者範囲【限定】… 「正社員等」に該当した日

2. 適用関係の事務

④ 基準給与 1（第1年金実施事業所）

第1基準給与として資格取得年月日時点の厚生年金の標準報酬月額をご記入ください。

上限：650,000円

下限： 88,000円

※「報酬月額」を記入する欄ではありません。

（例）報酬月額 210,500円→標準報酬月額 220千円→「220,000」とご記入ください。

⑤ 基準給与 2（第2年金実施事業所）

第2基準給与として資格取得年月日時点の口数×1,000円をご記入ください。

⑥ 基準給与 3（第2年金実施事業所）

第2事務費掛金の金額をご記入ください。

第2年金のみ実施 : 口数 × 100円 (上限 500円)

第1年金＋第2年金 : 一律 100円

※旧様式の届出用紙には“口数×100円 上限 300円”とあります
が、左記のとおりご記入ください。

⑦ 取得事由

事業所間異動

… グループ会社間の転籍など（異動前と異動後の事業所が両方とも当基金の実施事業所である場合）

再加入者

… 当基金の年金受給待期者が再加入した場合

再加入が明らかであった者

… 定年再雇用など

再加入者かどうか不明な場合は、空欄で差し支えありません。

⑧ 基礎年金番号

基礎年金番号が不明な場合は、空欄で差し支えありません。

当基金における事務処理が完了した後、加入者資格取得通知書とともに「加入者の基礎年金番号届」の用紙を送付します。

日本年金機構から送付される確認通知書などで基礎年金番号が判明した後、「加入者の基礎年金番号届」をご提出ください。

2. 適用関係の事務

制度区分 基金型	受託者番号					事業所番号					①				
契約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6		
※第2事務費掛金 事業所番号 20XXXXX 一口数×100円（上限500円） 事業所番号 30XXXXX 一津100円															
保険組合番号 21	加入者番号					氏名					生年月日	性別	賞与取扱年月日		
	②	姓 井	名 川	<input checked="" type="radio"/> 男	年 0	月 4	日 0	<input checked="" type="radio"/> 平	年 0	月 3	日 0	<input checked="" type="radio"/> 女	年 0	月 4	日 1
										取扱事由					
基準給与1(第1年金・標準取扱月額)					基準給与2(第2年金・口数×1000円)					基準給与3(第2年金・第2事務費掛金※)					
④	2	2	0	0	0	0	円 ⑤	5	0	0	0	円 ⑥	1	0	0
基 薦 年 金 番 号					業					事 由					
⑧	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	⑨				

⑨ 備考

62歳以上 65歳未満の新規加入者

→ 「62歳以上」とご記入ください。

事業所間異動

→ 転籍元の事業所番号・事業所名称をご記入ください。

確定給付企業年金の脱退一時金相当額の移換希望者

→ 「確定給付企業年金の一時金移換希望」とご記入ください。

2. 適用関係の事務

●同日得喪

次のいずれかに該当する場合、資格喪失届と資格取得届を同日付で作成し、同時に提出することにより4月または10月を待つことなく基準給与を変更できます。基準給与が変更にならない場合は、ご提出の必要はありません。

- ・60歳以上の加入者が使用関係を終了して1日も空くことなく同じ事業所で引き続き使用される場合
(身分変更後の職種が加入者の範囲に含まれている場合に限る)
- ・第1年金（第2年金）のみ適用されていた加入者が身分変更等により第2年金（第1年金）にも適用されるようになる場合
(規約別表第1で第1基準給与と第2基準給与の適用対象者を区別している事業所に限る)

ご提出の際は、次の添付書類が必要です。

- ・使用関係の終了が確認できる資料をいずれか1点（就業規則、労働契約書、辞令、事業主作成の証明書など）
- ・引き続き使用される事実が確認できる資料をいずれか1点（労働契約書、辞令、事業主作成の証明書など）

資格喪失届の喪失事由は「再加入明らか」、資格取得届の取得事由は「再加入が明らかであった者」をご選択ください。
同日得喪の前後の期間を通算し、再加入後の加入者資格を喪失した後に給付のご案内を送付します。

2. 適用関係の事務

●二以上事業所勤務

複数の厚生年金適用事業所で同時に勤務している加入者についての取り扱いは、次のとおりです。

実施事業所と実施事業所以外（未加入）の事業所で同時に勤務している場合

実施事業所で加入者となります。健康保険や厚生年金では実施事業所以外の事業所を選択した場合も同様です。

第1年金実施事業所の加入者の基準給与1には、実施事業所のみの報酬月額に基づく標準報酬月額をご記入ください。

複数の実施事業所で同時に勤務している場合

加入者ご本人が「二以上事業所勤務届」を当基金に提出し、実施事業所の1つを選択します。

第1年金実施事業所の加入者の基準給与1には、選択した事業所のみの報酬月額に基づく標準報酬月額をご記入ください。

（合計する必要はありません）

第2年金実施事業所の加入者の基準給与2及び基準給与3には、選択した事業所のみの口数に基づく金額をご記入ください。

（合計する必要はありません）

●加入者が個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入した場合

確定給付企業年金（当基金）の加入者は、同時に iDeCo にも加入することができます。

加入者から iDeCo に加入した、または新規採用者から iDeCo に加入していると申し出があった場合は、

iDeCo に提出する「事業所登録申請書」では「確定給付企業年金の加入者（14または12）」をご選択ください。

確定給付企業年金の加入者の拠出限度額は、月額 12,000 円となります。

※ただし、事業所が当基金とは別に企業型確定拠出年金を実施しており、その加入者である場合は、

企業型確定拠出年金の規約で同時加入を認めていない限り、iDeCo に加入することができません（令和4年10月改正法施行予定）。

同時加入を認めていない場合は、「事業所登録申請書」では「個人型年金の加入資格がありません」をご選択ください。

●ポータビリティ制度（他制度→当基金）

加入者は、他の私的年金制度の資産を当基金に移換（持ち運び）することができます。

詳しくは、48ページをご参照ください。

2. 適用関係の事務

(5) 加入者資格喪失届

●届書を提出するとき

加入者範囲【全員】【限定】共通	加入者が退職したとき 加入者が厚生年金の被保険者ではなくなったとき 加入者が死亡したとき 加入者が65歳に達したとき ※65歳に達する加入者がいる事業所には、65歳の誕生日の前日が属する月の初めに届出用紙を送付します。
加入者範囲【限定】	加入者の身分を変更し、「正社員等」ではなくなったとき (例) 正社員→契約社員 正社員→嘱託社員 正社員→役員

●提出期限

事実発生から30日以内

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は翌月分以降で遡及して調整します。

※事実発生から60日以上経過してから提出する場合は、資格喪失日を確認できる資料（日本年金機構の通知書など）を添付してください。

2. 適用関係の事務

●記入上の留意点

制度区分 基金型	委託者番号						事業所番号						貢番号				
規約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6	①	③	⑤	
辨識番号 16	②	加	入	者	番	号	氏	名	資格喪失年月日(退職日の翌日)				喪失事由の選定	注別			
		2	3	4	5	6	7	二ホン	久	0	3	0	4	0	1	退職(可)日 <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> ()	④
		日本	太郎	年	月	日	3/31	□死亡	□新規	()						⑥	
基	籍	年	金	番	号	事	由	事	由	生	年	月	日			⑦	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	0	5	記入例) 港区赤坂2-5-7 渡辺商事赤坂ビル3階	
番	号	1	0	7	0	0	5	2	ミタリ 労物 2-5-7 タカハシヨウジ 労物 13号	庄	所						港区赤坂2-5-7 渡辺ビル3階

① 事業所番号

当基金が事業所ごとに割り振る6ケタの数字です。

② 加入者番号

当基金が加入者ごとに割り振る最大10ケタの数字です。右詰めでご記入ください。

資格取得届を提出したばかりで、加入者番号がわからない場合は、空欄のままで差し支えありません。

③ 資格喪失年月日

喪失事由	資格喪失年月日
退職または死亡	退職または死亡の翌日
事業所間異動	転籍の当日
65歳到達	65歳の誕生日の前日

2. 適用関係の事務

④ 喪失事由

喪失事由	コード	該当するケース
事業所間異動	01	グループ会社など当基金に加入している事業所への転籍
定年	02	定年退職（再雇用や契約更新で引き続き同じ事業所に使用されるケースはこれに該当しません）
死亡	03	在職中の死亡
再加入明らか	04	60歳以上の加入者が使用関係を終了して1日も空くことなく引き続き使用される場合 第1年金のみの加入者が正社員になり、第1年金＋第2年金の加入者になる場合など
会社都合	05	会社都合退職
自己都合	06	自己都合退職
懲戒	07	懲戒解雇などによる給付制限が必要な場合
その他	08	以上に該当しないすべてのケース 定年・会社都合・自己都合以外の退職（契約満了 当基金に加入していない事業所への転籍 など） 65歳到達 勤務時間減少による厚生年金の被保険者資格の喪失 加入者の範囲を限定している事業所で加入者の身分を変更した場合 など (例) 正社員→契約社員 正社員→嘱託社員 など
役員就任	09	役員を加入者の範囲に含めていない事業所で加入者が役員に就任した場合 (例) 正社員→役員

※喪失事由による給付額の違いはありません（懲戒解雇などによる給付制限を除く）。

※資格を喪失した加入者が一時金を請求した場合、加入者に送付する一時金裁定通知書に選択した喪失事由が記載されます。

※喪失事由が「事業所間異動」及び「再加入明らか」の加入者には給付のご案内を送付しません。

2. 適用関係の事務

制度区分 基金型	委託者番号 規約型 0 0 0 8 0 0 5 3 0 9 8 7 6										事務所番号 1											貢番号	
被保険者の番号 16 2												氏名 二ホン 夏ウ 日本 太郎	賞賛喪失年月日(退職日の翌日) 平 0 3 0 4 0 1 3/31					喪失事由の選定 退職(可否) <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 退職後 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転籍 ()					注別
基 設 年 金 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0												業 務 所 6	喪失事由 事務所間異動 4	定年 死亡 再加入 明らか	新社員 自己新古	老齢 その他 退職就任	生年月日 平 4 9 0 4 0 5						
郵便番号 1 0 7 0 0 5 2												住所 港区赤坂2-5-7 渡辺商事赤坂ビル3階	7										
																							(記入例) 港区赤坂2-5-7 渡辺ビル3階 港区赤坂2-5-7 渡辺ビル3階

⑤ 喪失事由の補足

「退職」とは、ここでは事業所と加入者の間の使用関係がなくなることを意味します。

定年や契約満了により一度使用関係が終了しても、一日の空きもなく引き続き使用される場合は退職とはみません。

喪失事由が退職か退職以外かによって当基金から受けられる給付の内容や一時金の税法上の取り扱いが変わります。

退職・死亡・65歳到達・転籍（事業所間異動）に該当しない場合は、「その他」にチェックし、() 内に詳細をご記入ください。

（同日得喪、勤務時間減少、正社員→契約社員、正社員→嘱託社員など）

また、喪失事由が退職または死亡の場合は、「退職（死亡）日」を必ずご記入ください。

⑥ 備考

喪失事由	備考欄に記入する内容
死亡	遺族給付金の受給権が発生する場合はご案内の送付先（ご遺族の氏名・続柄・別居の場合は住所）
転籍	転籍先の（事業所番号・）事業所名称
事業譲渡	転籍先の（事業所番号・）事業所名称に加えて「事業譲渡」
会社分割	転籍先の（事業所番号・）事業所名称に加えて「会社分割」
役員退任	役職名（例）取締役 相談役 顧問 ※会社法に規定する役員でなくても実質上法人の経営に従事する者を含む

2. 適用関係の事務

※ 合併・事業譲渡・会社分割に伴い、当基金に加入していない事業所に異動・転籍することで加入者資格を喪失する加入者がいる場合は、所定の特別掛金の納付が必要になることがありますので、事前に事務局にご相談ください。

⑦ 住所

都道府県の記入は省略できます。

フリガナは地番の数字、建物名、部屋番号までご記入ください。英数字も使用できます（ローマ数字は不可）。

給付の受給権が発生する加入者へのご案内の送付は、資格喪失届のご提出の3~5週間後です。

加入者が転居を予定している場合は、郵便物を受領できる住所をご記入ください。

加入者が日本国外への転居を予定している場合は、事前にご案内を送付することもできますので、個別にご相談ください。

●同日得喪

次のいずれかに該当する場合、資格喪失届と資格取得届を同日付で作成し、同時に提出することにより4月または10月を待つことなく基準給与を変更できます。基準給与が変更にならない場合は、ご提出の必要はありません。

- 60歳以上の加入者が使用関係を終了して1日も空くことなく同じ事業所で引き続き使用される場合

(引き続き使用される後の身分が加入者の範囲に含まれている場合に限る)

- 第1年金（第2年金）のみ適用されていた加入者が身分変更等により第2年金（第1年金）にも適用されるようになる場合

(規約別表第1で第1基準給与と第2基準給与の適用対象者を区別している事業所に限る)

ご提出の際は、次の添付書類が必要です。

- 使用関係の終了が確認できる資料をいずれか1点（就業規則、労働契約書、辞令、事業主作成の証明書など）

- 引き続き使用される事実が確認できる資料をいずれか1点（労働契約書、辞令、事業主作成の証明書など）

資格喪失届の喪失事由は「再加入明らか」、資格取得届の取得事由は「再加入が明らかであった者」をご選択ください。

同日得喪の前後の期間を通算し、再加入後の加入者資格を喪失した後に給付のご案内を送付します。

2. 適用関係の事務

(6) 基準給与変更届

●届書を提出するとき

第1年金【共通】	前年11月～当年4月の随时改定（月変）により 4月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が前年10月時点から変更になっているとき 定時決定（算定）または5月～10月の随时改定（月変）により 10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が4月時点から変更になっているとき
第2年金【変額コースのみ】	規約別表第2で口数を決定するための状態を規定した事業所において 4月1日時点・10月1日時点の状態が従前から変更になっているとき

●提出期限

変更年月日（4月1日または10月1日）以降 すみやかに

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は翌月分以降で遡及して調整します。

●変更がない加入者については届出不要です。ただし、第1年金実施事業所で10月1日の基準給与変更届の対象者がどなたもいない場合に限り、「基準給与変更不該当届」をご提出ください。用紙は当基金ホームページのインフォメーションからダウンロードできます。

●健康保険組合や日本年金機構の算定基礎届と異なり、加入者の氏名などが印字された届出用紙は送付しません。届出が必要な時期（4月または10月）が近づきましたら、メール配信でご案内します。必要に応じて用紙請求フォームで白紙の用紙をご請求ください。

●第1年金の基準給与は規約で次のように定められています。

第1基準給与の額は厚生年金の標準報酬月額とし、毎年4月1日現在における標準報酬月額をその年の9月末日まで適用し、毎年10月1日現在における標準報酬月額を翌年3月末日まで適用する。

2. 適用関係の事務

●算定基礎届による定時決定で厚生年金の標準報酬月額が220千円から240千円に変更になった場合のイメージ

	報酬月額	厚生年金の標準報酬月額	企業年金の第1基準給与
4月	234,687円	220千円	220千円
5月	246,799円	220千円	220千円
6月	225,874円	220千円	220千円
7月	223,387円	220千円	220千円
8月	235,743円	220千円	220千円
9月	245,875円	240千円	220千円
10月	226,754円	240千円	⇒ 240千円

↓

【厚年】算定基礎届提出
【厚年】定時決定 9月分保険料から変更
【企年】基準給与変更届提出

●11月昇給→2月改定の月額変更届で厚生年金の標準報酬月額が360千円から410千円に変更になった場合のイメージ

	報酬月額	厚生年金の標準報酬月額	企業年金の第1基準給与
10月	350,000円	360千円	360千円
11月	400,000円	360千円	360千円
12月	400,000円	360千円	360千円
1月	400,000円	360千円	360千円
2月	400,000円	410千円	360千円
3月	400,000円	410千円	360千円
4月	400,000円	410千円	⇒ 410千円

↓

【事業所】昇給
【厚年】月額変更届提出 隨時改定
【企年】基準給与変更届提出

●第2年金の基準給与は「口数×1,000円」となっており、口数が変動しない「定額コース」を採用している事業所と、口数が変動する「変額コース」を採用している事業所があります。

定額コースの事業所 … 基準給与変更届のご提出の必要はありません。

変額コースの事業所 … 第1年金と同じく、4月1日現在または10月1日現在において、規約別表第2で規定した状況（厚生年金の標準報酬月額、役職、勤続年数、基本給など）に従前から異動がある方がいる場合は、基準給与変更届のご提出が必要です。

2. 適用関係の事務

●基準給与変更届に関するFAQ

【第1年金】

Q1 4月に基本給の昇給があります。変更年月日を4月1日とする「基準給与変更届」を提出する必要はありますか？

A1 厚生年金の「月額変更届」による随時改定は、起算月から連續する3ヶ月間の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額の等級が従前と比べて2等級以上変動していた場合に、4ヶ月目を改定月として届出します。※年間平均などの例外あり
この例の場合、4月～6月の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額の等級が従前と比べて2等級以上上がった場合に、7月を改定月とする月額変更届を日本年金機構（年金事務所）に提出することとなります。
したがって、変更年月日を4月1日とする「基準給与変更届」を提出する必要はありません。随時改定や定期決定により標準報酬月額の等級が1等級でも変わった場合は、変更年月日を10月1日とする「基準給与変更届」を提出する対象となります。

Q2 12月に交通費の改定があり、3月を改定月とする「月額変更届」を年金事務所に提出しました。「基準給与変更届」に記入する「変更年月日」は「XX0301」となりますか？

A2 規約の規定により、「基準給与」の変更時期は4月1日と10月1日の年2回に限定されており、厚生年金の標準報酬月額の変更があった後、最初に到来する4月1日または10月1日が変更年月日となります。
したがって、この例の場合、「月額変更届」の改定月は3月でも、「基準給与」の「変更年月日」は「XX0401」となります。

Q3 健康保険の標準報酬月額の等級が「月額変更届」の提出により650千円から710千円に変更になりました。「基準給与変更届」を提出する必要がありますか？

A3 「第1基準給与（基準給与1）」は「厚生年金の標準報酬月額」に連動して変更になります。厚生年金の標準報酬月額は上限の650千円のまま変更がありませんので、「基準給与変更届」の提出は不要です。

2. 適用関係の事務

【第2年金】

Q4 当社は第2年金を実施しており、口数が1口の定額コースを採用しています。口数を3口に増やすには「基準給与変更届」を提出すれば可能ですか？

A4 定額コースの口数の変更、または定額⇒変額のコースの変更を行うためには、規約別表を変更する必要があり、変更された別表の適用年月日以降、最初に到来する4月または10月に「基準給与変更届」をご提出いただきます。事例によっては、変更の当否について関東信越厚生局への相談が必要なこともありますので、このような場合はお早めにお問い合わせください。

【共通】

Q5 届出の準備のため、従前の基準給与を確認したところ、昨年10月に提出した内容に誤りがありました。どのように訂正すればいいですか？

A5 「資格取得届」や「基準給与変更届」に記載した額に誤りがあった場合
⇒「基準給与額の訂正通知書」という届書を作成します。

厚生年金の標準報酬月額に変更が生じておらず、「基準給与変更届」を提出する必要がなかったことがわかった場合
⇒「異動通知書取消通知書」という届書を作成します。

「基準給与変更届」の用紙ではご訂正いただけませんので、ご注意ください。必要な用紙は、当基金ホームページの「用紙請求フォーム」でご請求いただくことができます（トップページ > 届出用紙のご請求 https://www.its-kikin.or.jp/06_seikyu/）。

2. 適用関係の事務

●記入上の留意点

制度区分 基金型	セイジ者番号	事業所番号	※1 変更年月日 「XX年04月01日」～（例）「前年11月～当年4月を改定月とする月支」 「XX年10月01日」～（例）「定期決定（算定）による1等級以上の支給」「当年5月～10月を改定月とする月支」 ※2 第2審査費請求 事業所番号 20XXXX-□□□×100円（上限500円） 事業所番号 30XXXX-□□□×100円					
契約型 0 0 0 8 0 0 5	3 0 9 8 7 6 ①	16 ② 加入者番号 2 3 4 5 6 7	姓 日本	名 太郎	令和 0 3 1 0 0 1 ③	年 月 日	変更事由 因業主 □()月支 □()高生年金(下限月支) 7	
基準給与1（第1年生・標準報酬月額） 円 ④ 3 0 0 0 0 0 ⑤			基準給与2（第2年生・口数×1000円） 円 ⑥ 7 0 0 0			基準給与3（第2年生・第2審査費請求※2） 円 ⑦ 1 0 0 0 0 0 6 3 1 0 0 5		
制度区分 基金型	セイジ者番号	事業所番号	変更年月日※1 年 月 日			変更事由 □業主 □()月支 □()高生年金(下限月支)		
21	4 5 6 7 8 9	姓 基金	名 花子	令和 0 3 1 0 0 1	年 月 日	昭和 平成 0 4 0 1 2 3		
基準給与1（第1年生・標準報酬月額） 円			基準給与2（第2年生・口数×1000円） 円			基準給与3（第2年生・第2審査費請求※2） 円		
制度区分 基金型	セイジ者番号	事業所番号	変更年月日※1 年 月 日			変更事由 □業主 □()月支 □()高生年金(下限月支)		
23	3 4 5 6 7 8	姓 関東	名 愛	令和 0 3 1 0 0 1	年 月 日	昭和 平成 0 6 0 3 1 2		
基準給与1（第1年生・標準報酬月額） 円 2 2 0 0 0 0			基準給与2（第2年生・口数×1000円） 円 2 0 0 0			基準給与3（第2年生・第2審査費請求※2） 円 1 0 0 0 0 0 0 6 0 3 1 2		

① 事業所番号

当基金が事業所ごとに割り振る6ケタの数字です。

② 加入者番号

当基金が加入者ごとに割り振る最大10ケタの数字です。右詰めでご記入ください。

③ 変更年月日

「XX 04 01」または「XX 10 01」
(例) 1月に昇給、1・2・3の3ヶ月分の平均で2等級昇級、4月月変 → 「XX 04 01」
厚生年金の標準報酬月額が定期決定（算定）で9月に1等級降級 → 「XX 10 01」

2. 適用関係の事務

④ 基準給与 1（第1年金実施事業所）

第1基準給与として変更年月日時点の厚生年金の標準報酬月額をご記入ください。

上限：650,000円

下限： 88,000円

※「報酬月額」を記入する欄ではありません。

（例）報酬月額 210,500円 → 標準報酬月額 220千円 → 「220,000」とご記入ください。

⑤ 基準給与 2（第2年金実施事業所）

第2基準給与として変更年月日時点の口数×1,000円をご記入ください。

⑥ 基準給与 3（第2年金実施事業所）

第2事務費掛金の金額をご記入ください。

第2年金のみ実施 : 口数 × 100円 (上限 500円)

第1年金＋第2年金 : 一律 100円

※旧様式の届出用紙には“口数×100円 上限 300円”とあります
が、左記のとおりご記入ください。

※ ④～⑥は、変更があった項目のみご記入ください。変更がなかった項目は、空欄のままで差し支えありません。

前掲記入例は、1段目が基準給与1のみ変更があるケース、2段目が基準給与2のみ変更があるケース、3段目が基準給与1～3のすべてに変更があるケースです。

⑦ 変更事由（第1年金実施事業所）

基準給与1を変更する場合のみ、厚生年金の標準報酬月額が変更になった事由及び変更が適用された月をご記入ください。

※給与が変更になった月ではなく、算定や月変で厚生年金の標準報酬月額の等級が変更になった月をご記入ください。

（例）4月支払分から昇給→4・5・6の3ヶ月分の平均で2等級昇級→7月改定の月額変更届の対象

→ (7) 月変と記入して□に✓一変更年月日は「XX 10 01」

2. 適用関係の事務

(7) 加入者に関する変更（訂正）届

●届書を提出するとき

加入者が婚姻などにより氏名を変更したとき

資格取得届に記載した氏名・生年月日・基礎年金番号・取得事由を訂正するとき

資格喪失届に記載した住所・喪失事由を訂正するとき

●提出期限

氏名変更年月日または訂正を要することがわかったとき以降 すみやかに

●当基金では加入中の加入者の住所データを保有していないため、「住所変更届」のご提出は不要です。

●加入者が婚姻などにより氏名を変更したときの記入例

制度区分	委託者番号		事業所番号		保険証の番号		加入者氏名									
DE 基点型	DE 複合型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6	13	青山 七子

*氏名の変更・訂正の場合、「加入者氏名」欄は変更（訂正）後の氏名をご記入ください。

*婚姻などによる氏名の変更は、②段目の「氏名変更（婚姻など）」欄に変更の内容をご記入ください。

異動種類	加入者番号	通用年月日等					訂正項目	変更（訂正）前の内容		変更（訂正）後の内容										
		資格取得年月日						カナ氏名	（姓）	（名）	（姓）	（名）								
氏名訂正 (資格取得時) ※既出張りき 訂正するとき		0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6	青	山 七子	（姓） カナ （名） 漢字	（姓） カナ （名） 漢字	（姓） カナ （名） 漢字	（姓） カナ （名） 漢字
															青	山 七子	（姓） カナ （名） 漢字	（姓） カナ （名） 漢字	（姓） カナ （名） 漢字	（姓） カナ （名） 漢字
氏名変更 (婚姻など) ※氏名が変わったとき		1	3	5	7	9	1	氏名変更年月日					カナ氏名	（姓） カナ （名） 漢字	赤坂	七子	（姓） カナ （名） 漢字	青	山 七子	
								0	2	1	1	1			七	子		青	山 七子	

2. 適用関係の事務

(8) 中断者届・復活者届

●届書を提出するとき

【該当の事業所のみ】	中断者届 従業員が産前産後休業、育児休業または育児休業に準する休業（子の3歳の誕生日の前日まで）を取得したとき
	復活者届 従業員が産前産後休業、育児休業または育児休業に準する休業（子の3歳の誕生日の前日まで）を終了したとき

●提出期限

休業開始年月日または休業終了年月日以降 すみやかに

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は翌月分以降で遡及して調整します。

●当基金に加入する際に 産休・育休期間中の標準掛金を納付しないことを選択した事業所のみ 届出が必要です。

●納付が不要な掛金は標準掛金のみで、事務費掛金は休業期間中も納付が必要です。

●標準掛金を納付しない期間は、加入者期間には算入されますが、仮想個人勘定残高の持分は増えません。

●健康保険・厚生年金の産休・育休関係の届出とは次の点が異なりますので、ご注意ください。

- ① 産休終了と同時に育休を開始する場合 及び 育休を延長する場合の「中断者届」のご提出は不要です。
- ② 予定どおり産休・育休を終了する場合でも「復活者届」のご提出が必要です。

2. 適用関係の事務

●中断者届の記入上の留意点

中 断 者 届											
制度区分 DE 被扶養人	加入者番号 8 0 0 5 3 0 9 8 7 6	事業所番号 1									
2	加入者番号 4 5 6 7 8 9	扶 基 金	姓 花 子	中 断 年 月 日 0 2 1 1 0 5	3	日					
4	基準給与 1 4	基準給与 2 4	基準給与 3 4	出産(予定)日 平成26年12月10日	休業開始日 平成26年11月08日	休業終了日 平成26年11月10日	5				

① 事業所番号

当基金が事業所ごとに割り振る6ケタの数字です。

② 加入者番号

当基金が加入者ごとに割り振る最大10ケタの数字です。右詰めでご記入ください。

③ 中断年月日

産前産後休業、育児休業または育児休業に準する休業を開始した日

④ 基準給与1・基準給与2・基準給与3

ご記入は不要です。

⑤ 出産(予定)日 産休・育休開始日

当該休業の対象となる子について出産(予定)日及び休業を開始した日

2. 適用関係の事務

●復活者届の記入上の留意点

復 活 者 届

制度区分 DE 基金型	会員番号 8 0 0 5	事業所番号 3 0 9 8 7 6 ①	
加入者番号 ② 3 4 5 6 7 8	姓 姓 姓 姓 姓 姓 ③ 関東	名 姓 姓 姓 姓 姓 ④ 愛子	復活年月日 年 月 日 ⑤ 0 2 1 2 2 1
基準給与1 ④	基準給与2 ④	基準給与3 ④	子の生年月日 産休・育休終了日 平成12年12月21日 平成12年12月21日 平成12年12月21日 ⑥

① 事業所番号

当基金が事業所ごとに割り振る6ケタの数字です。

② 加入者番号

当基金が加入者ごとに割り振る最大10ケタの数字です。右詰めでご記入ください。

③ 復活年月日

産前産後休業、育児休業または育児休業に準する休業を終了した日の翌日（復職による終了の場合は復職の当日）

④ 基準給与1・基準給与2・基準給与3

ご記入は不要です。

⑤ 子の生年月日 産休・育休終了日

当該休業の対象となる子について生年月日及び休業を終了した日の当日（復職による終了の場合は復職の前日）

2. 適用関係の事務

(9) その他の訂正・取消届

●届書を提出するとき

基準給与額の訂正通知書

資格取得届・基準給与変更届に記載した基準給与を訂正するとき

異動年月日の訂正通知書

資格取得年月日・資格喪失年月日など異動年月日を訂正するとき

異動通知書の取消通知書

資格取得・資格喪失・基準給与変更などを取消するとき

●提出期限

訂正・取消を要することがわかったとき以降 すみやかに

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は翌月分以降で遡及して調整します。

●一度提出した「基準給与変更届」に記載した基準給与を訂正するときは、 もう一度「基準給与変更届」を提出するのではなく、「基準給与額の訂正通知書」を提出します。

●事例によっては、事実発生を確認できる書類の添付をお願いすることがあります。

3. 挂金関係の事務

3. 掛金関係の事務

- 「資格取得日が属する月の分」から「資格喪失日（喪失事由が退職の場合は退職日の翌日）が属する月の前月分」まで、掛金は月単位で発生します。月の途中に資格を取得・喪失した場合も日割りにはなりません。
- 資格を取得した月に資格を喪失した場合（入社した月の途中で退職した場合）、掛金は発生しません（「同月得喪」）。なお、退職日が月末の場合、資格喪失日は翌月の1日となりますので、1ヶ月分の掛金が発生します。
- 加入者期間等が3年未満の加入者には給付（一時金）の受給権は発生しませんが、受給権が発生しなかった加入者についての掛金を事業主に返還することはありません。

(1) 掛金率

- 当基金の掛金は全額事業主負担です。加入者ご本人の負担はありません。

- 第1年金（事業所番号 10XXXXまたは30XXXX）

第1標準掛金	第1標準給与（＝第1基準給与 厚生年金の標準報酬月額に連動 変更時期は4月及び10月）×1.1%
第1事務費掛金	第1標準給与（＝第1基準給与 厚生年金の標準報酬月額に連動 変更時期は4月及び10月）×0.15%

- 第2年金（事業所番号 20XXXXまたは30XXXX）

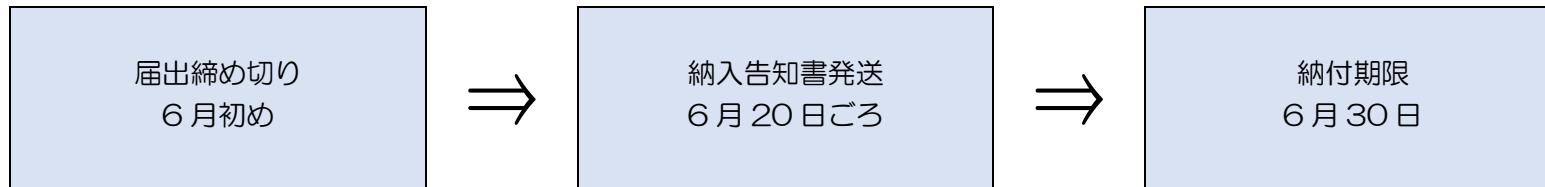
第2標準掛金	口数 × 1,000円（口数は1口～30口の範囲で事業所ごとに異なる）
第2事務費掛金	【第2年金のみ実施】 口数 × 100円（上限500円） 【第1年金＋第2年金】一律100円 ※令和2年4月改定

3. 掛金関係の事務

(2) 納入告知書の発送と納付期限

- X月分の掛金は、翌月(X+1月)初めまでの届出に基づいて決定し、翌月20日ごろに納入告知書を発送します。納付期限は翌月末日(末日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)です。当基金ホームページに月ごとのスケジュールを掲載しています。

(例) 令和3年5月分の場合



- 納入告知書には次の資料を同封します。

掛金増減計算書	加入者の人数、基準給与の総額、基準掛金額、前月分までの精算額が記載されています。
掛金異動明細表	掛金に異動があった加入者の加入者番号、氏名、異動原因コード、異動前後の基準給与が記載されています。

- 資格喪失届などの提出が遅れ、掛金に過納額(納め過ぎ)が発生した場合、規約の規定に基づき、届出が処理された月の掛金と相殺します。掛金増減計算書「2. 掛金計算書」の「前回分までの精算額」に負の額が計上されているときは、異動年月日が前月分以前に属する届出があり、発生した過納額を当月分の掛金に充当する処理が行われたことを意味します。

3. 掛金関係の事務

- 「前回分までの精算額」に負の額が計上されている場合の掛金増減計算書「2. 掛金計算書」の例

※強調のためにフォントの色を赤にしていますが、実際の色は黒です。

	男 子 又 は 男 女 合 計		
	今回基準掛金額	前回分までの精算額	掛 金 率
		率 (1/1000)	額(円)
第2 標準掛金	2000	-1000	1,000.0

- 過納額が「今回基準掛金額」を超える場合は、その月の当該掛金は発生せず、超えた額は翌月分以降に持ち越されます。持ち越しを続けて6ヶ月分の掛金に充当し、なお過納額が残っていた場合は事業所に還付します。

(3) 口座振替

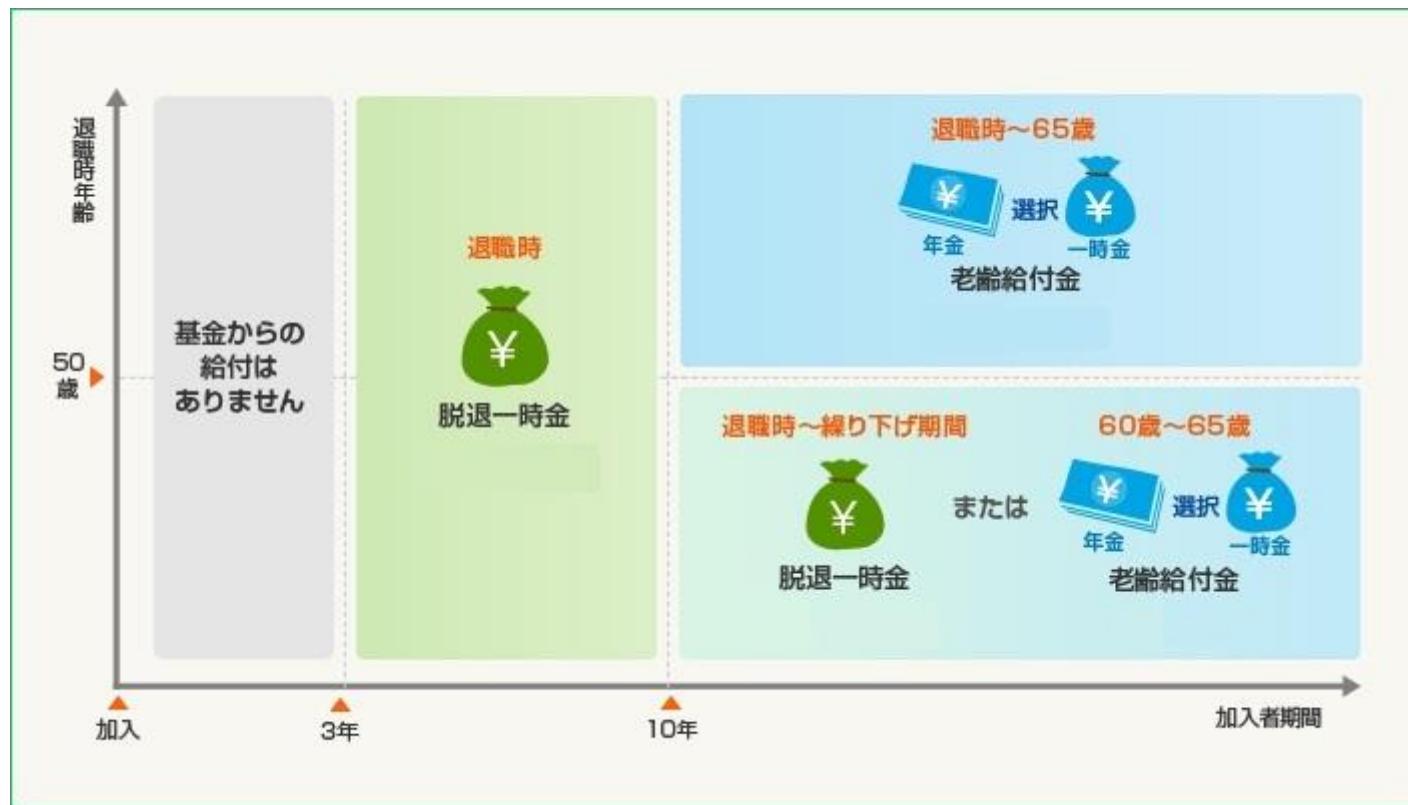
- 当基金の掛金は、原則として、口座振替で納付していただきます。
- 当基金では、口座振替による収納業務を「三菱UFJファクター株式会社」に委託しており、同社が事業所ご指定の口座（毎月末日）に掛金の振替を行います。
- ご利用いただける金融機関は「ワイドネット」ホームページの提携金融機関一覧（PDFファイル）でご確認いただけます。
ワイドネット <https://www.muf.bk.mufg.jp/collect/wide/index.html>
- ご指定の口座を変更するときは「預金口座振替依頼書」を当基金にご提出いただきます。用紙をお送りしますので、ご連絡ください。
- 万が一、口座振替ができなかった場合は、振替不能を確認後、当基金より納付書を送付しますので、現金振込でご納付ください。再振替はできません。

4. 納付の概要

4. 紹介の概要

- 当基金の紹介は、加入者期間、資格喪失時の年齢及び資格喪失の事由によって内容が変わります。

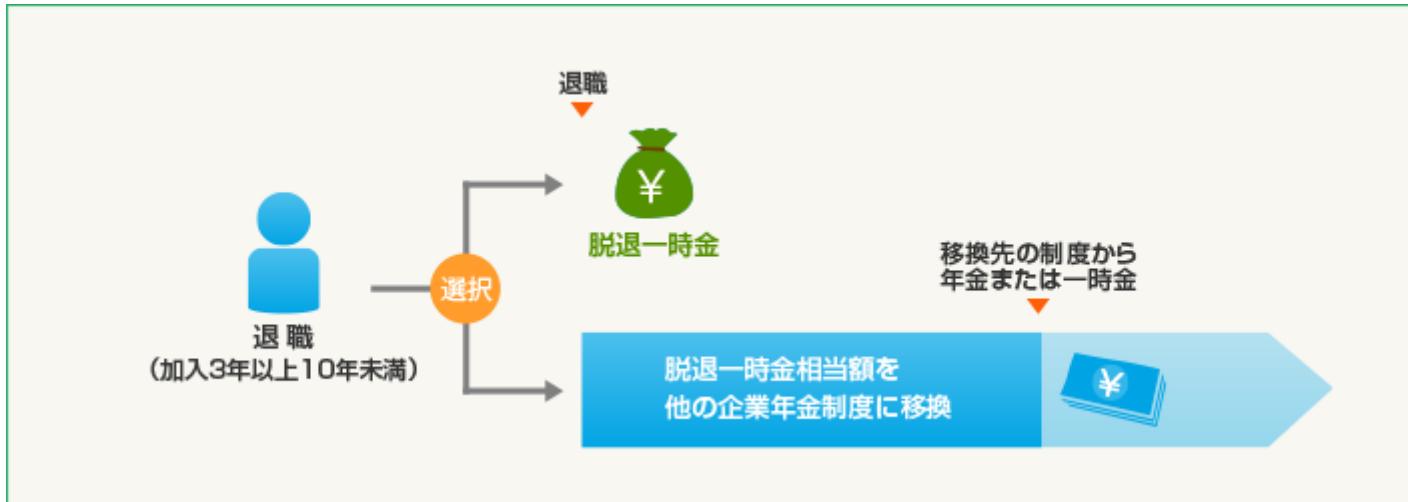
喪失事由が退職の場合に受けられる紹介内容のイメージ



- 加入者期間は、「資格取得日が属する月」から「資格喪失日が属する月の前月」まで、月単位で算出します。また、関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金の分配金や他の私的年金制度の資産を当基金に移換した場合は、移換した資産の算定基礎期間を通算し、「加入者期間3年以上」は「加入者期間1ヶ月以上」に読み替えられます。

4. 紹介の概要

(1) 脱退一時金（加入者期間 3 年以上 10 年未満）



●受給権者

加入者期間 3 年以上 10 年未満で資格を喪失した方（死亡により資格を喪失した場合を除く）

●一時金額

第 1 仮想個人勘定残高（100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ） + 第 2 仮想個人勘定残高（100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ）

●支給の繰下げ

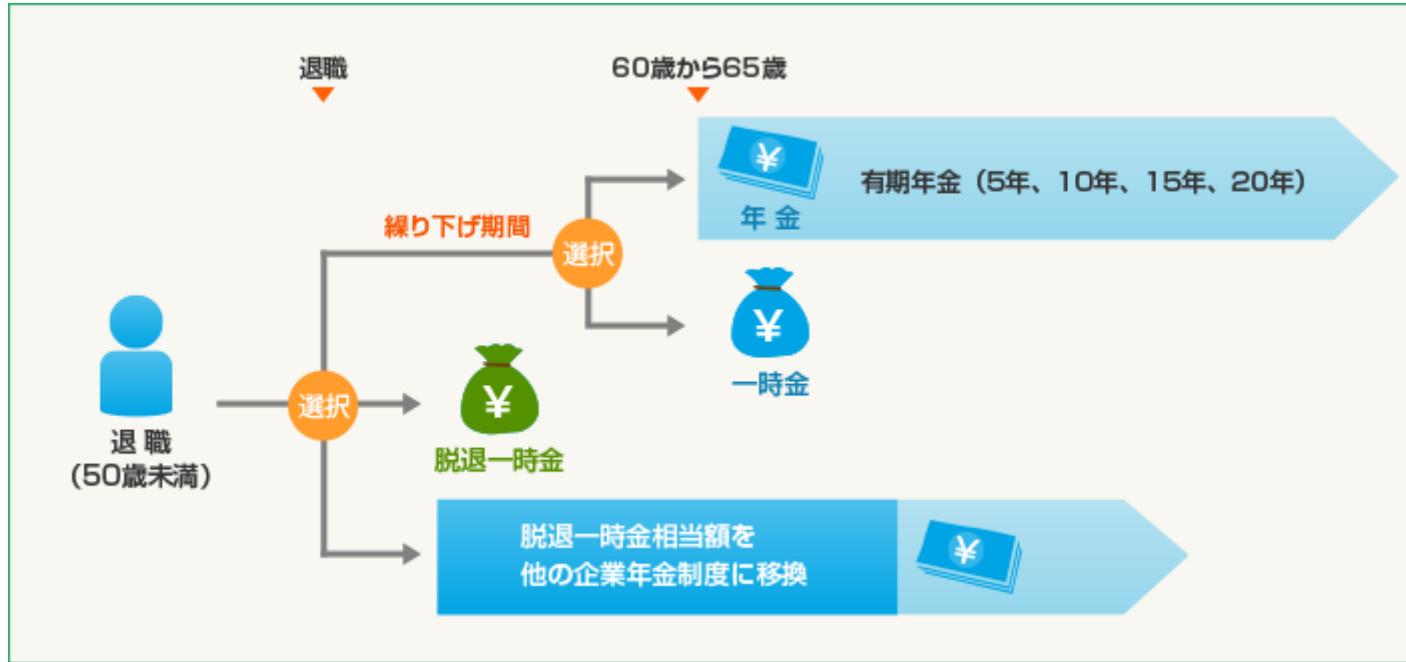
喪失事由が退職以外（65 歳到達または身分変更等）で、喪失後も実施事業所に引き続き使用されている方は、支給の繰下げ（当面受取方法を何も選択しないこと）を申し出ることができます（最大で退職日まで）。繰下げ中は所定の利息が付与されます。

●ポータビリティ（脱退一時金相当額の持ち運び）

一時金として受給せず、脱退一時金相当額を他の私的年金制度に移換することができます。詳細は 46 ページをご参照ください。

4. 納付の概要

(2) 脱退一時金（加入者期間 10 年以上）



●受給権者

- ① 加入者期間 10 年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が 50 歳未満の方
- ② 加入者期間 10 年以上で退職・65 歳到達・死亡以外の事由により資格を喪失した方

●一時金額

第 1 仮想個人勘定残高 (100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ) + 第 2 仮想個人勘定残高 (100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ)

4. 紹介の概要

●支給の繰下げ

支給の繰下げを申し出ることができます（事業所の脱退・合併により資格を喪失した場合を除き、最大で老齢給付金の受給権発生まで）。繰下げ中は所定の利息が付与されます。

●支給割合の選択

仮想個人勘定残高の50%を脱退一時金として受給し、残り50%について支給の繰下げを申し出ることができます（事業所の脱退・合併により資格を喪失した場合を除く）。

50% ⇒ すぐに脱退一時金として受給する

50% ⇒ 将来、年金または一時金として受給する

●老齢給付金の受給権発生

加入者期間10年以上の脱退一時金の受給権者が一定の年齢に達すると、老齢給付金の受給権が発生し、当基金独自の年金としても受給できるようになります（一時金も選択可）。詳細は49ページをご参照ください。

① 加入者期間10年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が50歳未満の方

⇒ 60歳（老齢給付金として65歳まで繰下げ可）

② 加入者期間10年以上で退職・65歳到達・死亡以外の事由により資格を喪失した方

[喪失時年齢：60歳未満] ⇒ 60歳（老齢給付金として65歳まで繰下げ可）

[喪失時年齢：60歳以上65歳未満] ⇒ 65歳

●ポータビリティ（脱退一時金相当額の持ち運び）

一時金として受給せず、脱退一時金相当額を他の私的年金制度に移換することができます。詳細は次ページをご参照ください。

4. 紹介の概要

(3) ポータビリティ制度

●当基金 ⇒ 他制度

脱退一時金の受給権者は、脱退一時金相当額の全額を他の私的年金制度に移換（持ち運び）することができます。

※支給割合を選択できる脱退一時金の受給権者でも、脱退一時金相当額の50%を移換することはできません。

●確定拠出年金または確定給付企業年金に移換した場合、移換先の制度の給付を受ける際に脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（当基金の加入者期間）が移換先の制度の加入期間と通算されます。

●移換申出期限：**当基金の加入者資格喪失から1年以内**（初日算入）

かつ

加入者期間10年以上の脱退一時金受給権者は年齢到達による老齢給付金の受給権発生日の前日まで

* 移換先が企業年金連合会の場合は老齢給付金の受給権発生日が属する月の前々月10日ごろまで

●移換申出期限を過ぎると、ポータビリティ制度は利用できず、一時金として受給するなど他の選択肢を選ぶこととなります。

4. 紹介の概要

●移換可能な私的年金制度の概要

制度の種類	制度の特徴
再就職先（勤務先）が実施する確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none">受け入れを規約で規定している場合のみ移換できます。運用リスクを事業主が負う「確定給付型」となります。給付制度は確定給付企業年金ごとに異なります。
企業年金連合会の通算企業年金	<ul style="list-style-type: none">どなたでも移換できます。移換時に所定の手数料が控除されます。掛金を追加で拠出することなく、移換した額を原資として年金額が確定する「確定給付型」となります。年金の支給期間は終身です。
再就職先（勤務先）が実施する企業型確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none">運用リスクを加入者が負う「確定拠出型」となります。給付制度は運用関連運営管理機関ごとに異なります。
個人型確定拠出年金（iDeCo）	<ul style="list-style-type: none">加入（移換）の要件は次のとおりです。<ol style="list-style-type: none">60歳未満の公的年金の被保険者（海外在住の国民年金任意加入被保険者を除く）であること (令和4年4月改正法施行予定)国民年金第1号被保険者の場合は、農業者年金に加入しておらず、保険料の納付が免除されていないこと企業型確定拠出年金の加入者の場合は、マッチング拠出を実施しておらず、同時加入が規約で認められていること (令和4年10月改正法施行予定)移換時に所定の手数料が控除されます。運用リスクを加入者が負う「確定拠出型」となります。給付制度は運用関連運営管理機関ごとに異なります。

4. 紹介の概要

●他制度 ⇒ 当基金

加入者は、次に掲げる私的年金制度の資産を当基金に移換（持ち運び）することができます。

制度の種類	移換申出期限	必要な手続き
確定給付企業年金の脱退一時金相当額	移換元制度の資格喪失日から 1 年以内	当基金作成の「移換申出書」*1 を移換元制度に提出
企業年金連合会の積立金	当基金の資格取得日から 3 ヶ月以内	「移換申出書」*2 を当基金に提出
企業型確定拠出年金の個人別管理資産	移換元制度の資格喪失日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月後の末日まで	「個人別管理資産移換申出書（企業型）」*2 を移換元の記録関連運営管理機関に提出
個人型確定拠出年金（iDeCo）の個人別管理資産	なし	「個人別管理資産移換申出書（個人型）」*2 を移換元の記録関連運営管理機関に提出
企業型確定拠出年金から国民年金基金連合会に自動移換された個人別管理資産	なし	「個人別管理資産移換申出書（個人型）」*2 を移換元の記録関連運営管理機関に提出

*1 確定給付企業年金の脱退一時金相当額の移換をご希望で、資格取得届を既にご提出済みの場合は、電話などで当基金にご連絡ください。これから資格取得届を提出する場合は、資格取得届の備考に「確定給付企業年金の一時金移換希望」とご記入ください。当基金で移換申出書を作成し、事業所ご担当者または加入者ご本人に送付しますので、必要事項をご記入のうえ、移換元にご提出ください。

*2 企業年金連合会の積立金または確定拠出年金の個人別管理資産の移換をご希望の場合は、移換申出書の様式を当基金ホームページからダウンロードできます（トップページ > 事業主・事務担当者のページ > 加入者資格取得届 https://www.its-kikin.or.jp/04_jigyonushi/jigyonushi01_01.php）。必要事項をご記入のうえ、企業年金連合会の積立金については当基金、確定拠出年金の個人別管理資産については移換元の記録関連運営管理機関にご提出ください。

●事業主は、移換を希望する加入者ご本人に次の事項を説明する義務があります。

- ・モデル給付額（当基金ホームページ トップページ > 紹介のしくみ > 紹介のしくみ https://www.its-kikin.or.jp/02_kyufu/ でご参照いただけます）
- ・移換申出期限と必要な手続き（上記の表をご参照ください。この表は当基金ホームページでもご参照いただけます）

4. 紹介の概要

(4) 老齢給付金



●受給権者

- ① 加入者期間 10 年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が 50 歳以上の方
- ② 加入者期間 10 年以上で 65 歳到達により資格を喪失した方
- ③ 一定年齢（60 歳または 65 歳）に達した加入者期間 10 年以上の脱退一時金の受給権者

●老齢給付金は、年金として受給するか、一時金として受給するか、選択することができます。

●一時金を選択した場合の一時金額（年金支給開始前）

第 1 仮想個人勘定残高 (100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ)

+ 第 2 仮想個人勘定残高 (100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ)

4. 紹介の概要

●支給の繰下げ

支給の繰下げを申し出ることができます（最大で 原則：65 歳に達する日まで 例外：65 歳時点で実施事業所に使用されている方は
①70 歳に達する日 ②退職日 のいずれか早いほうまで）。繰下げ中は所定の利息が付与されます。

●支給割合の選択

仮想個人勘定残高の 50% を一時金として、残り 50% を年金として受給することができます。また、仮想個人勘定残高の 50% を一時金として受給し、残り 50% について支給の繰下げを申し出ることもできます（脱退一時金の支給割合を選択したことがある方を除く）。

50% ⇒ すぐに一時金として受給する

50% ⇒ すぐに年金として受給する または 後日、年金または一時金として受給する

●年金額

第 1 仮想個人勘定残高 ÷ 選択した年金の種類に応じた現価率（100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ）

+

第 2 仮想個人勘定残高 ÷ 選択した年金の種類に応じた現価率（100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げ）

●年金の支払回数と支払期月

年金の支払月は次の表のとおりです。年金額（年額）を年間の支払回数で割り、その月の 1 日（その日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）に前月分までを支払います。

年金額（年額）	支払回数	支払期月
9 万円以上	年 6 回	2 月 4 月 6 月 8 月 10 月 12 月
6 万円以上 9 万円未満	年 3 回	4 月 8 月 12 月
3 万円以上 6 万円未満	年 2 回	6 月 12 月
3 万円未満	年 1 回	12 月

4. 紹介の概要

●年金の種類と現価率

現価率は当基金が規約で定める年金支給中の予定利率 2.5%から算出されています。

(例) 仮想個人勘定残高 100 万円の場合

年金の種類		現価率	年金額（年額）	支給総額
有期年金	5 年確定年金	4.6940	⇒ 213,100 円	1,065,500 円
	10 年確定年金	8.8428	⇒ 113,100 円	1,131,000 円
	15 年確定年金	12.5097	⇒ 80,000 円	1,200,000 円
	20 年確定年金	15.7508	⇒ 63,500 円	1,270,000 円
	20 年保証終身年金	18.9417 ~17.5227	⇒ 52,800 円	※支給開始年齢が 60 歳の場合

●20 年保証終身年金は、次に該当する方のみ選択することができます。

- ① 加入者期間 10 年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が 60 歳以上の方
- ② 加入者期間 10 年以上で 65 歳到達により資格を喪失した方

●20 年保証終身年金の現価率は、支給開始年齢によって変わります。

年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳以上
現価率	18.9417	18.6337	18.3364	18.0511	17.7793	17.5227

※年齢に 1 歳未満の端数が生じたときの率 … A 歳 B 月の率 = A 歳の率 + { (A+1) 歳の率 - A 歳の率 } × B ÷ 12 (小数点以下第 4 位未満四捨五入)

4. 紹介の概要

- 20年保証終身年金には、一定年齢に達する前に亡くなった場合や年金支給開始後に一時金の受給を選択した場合に、支給総額が受給権発生時点の仮想個人勘定残高や有期年金の支給総額と比べて少なくなるリスクがあります。

(例) 仮想個人勘定残高 100万円の方が60歳から年金を受給し、70歳で一時金を選択した場合の支給総額

年金の種類	年金額×10年(A)	選択一時金額(B)	(A)+(B)
20年確定年金	635,000円	561,600円	1,196,600円
20年保証終身年金	52,800円	466,900円	994,900円

- 年金の支給開始から5年が経過すると、残りの支給期間の分（終身年金は保証期間の分）を一時金として受給することを選択できるようになります。

- 一時金を選択した場合の一時金額（年金支給開始後）

第1年金の年金額 × 残りの支給期間（保証期間）に応じた所定の率（100円未満の端数があるときは100円に切り上げ）

+

第2年金の年金額 × 残りの支給期間（保証期間）に応じた所定の率（100円未満の端数があるときは100円に切り上げ）

- 年金の支給開始から5年が経過していないなくても、次のいずれかに該当する場合は一時金の受給を選択できます。

- ① 受給権者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が災害により財産に著しい損害を受けたこと
- ② 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
- ③ 受給権者が心身に重大な障害を受けたこと または 長期間入院したこと
- ④ その他①～③に準ずる事情があること

4. 紹介の概要

(5) 遺族給付金

●給付対象者

次のいずれかに該当する方が亡くなったときは、その遺族は遺族給付金として一時金を受給できます。

- ① 加入者期間3年以上の加入者
- ② 脱退一時金・老齢給付金を繰下げ中の方
- ③ 老齢給付金（年金）を受給中の方（終身年金を受給中の方の場合は、20年の保証期間が終了していない方に限る）

※ 脱退一時金・老齢給付金の受取方法について何も意思表示をしていなかった方（未請求者）が亡くなったときは、その遺族は未支給の給付を受給できます。未支給の給付を受給できる遺族の範囲と順位は遺族給付金と同じです。

●遺族の範囲と順位

遺族給付金を受給できる遺族の範囲と順位は次のとおりです（同じ数字の中では先に掲げた遺族が先順位です）。なお、遺族給付金の受給権は相続の有無にかかわらず発生します。相続放棄をしても遺族給付金の受給権者の順位に変更はありません。

- ① 配偶者^{*1}、子^{*2}、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、死亡時に亡くなった方と生計を同じくしていた方
- ② 配偶者^{*1}、子^{*2}、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、死亡時に亡くなった方と生計を同じくしていなかった方
- ③ 死亡時に主として亡くなった方の収入によって生計を維持していた①・②に該当しない親族

^{*1} 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、死亡当時、亡くなった方と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

^{*2} 子には、死亡当時、胎児だった子が出生したときの、その子を含みます。

●加入中・繰下げ中の方が亡くなった場合の遺族給付金（一時金）額

第1仮想個人勘定残高（100円未満の端数があるときは100円に切り上げ）+ 第2仮想個人勘定残高（100円未満の端数があるときは100円に切り上げ）

●年金受給者が亡くなった場合の遺族給付金（一時金）額

第1年金の年金額×残りの支給期間（保証期間）に応じた所定の率（100円未満の端数があるときは100円に切り上げ）

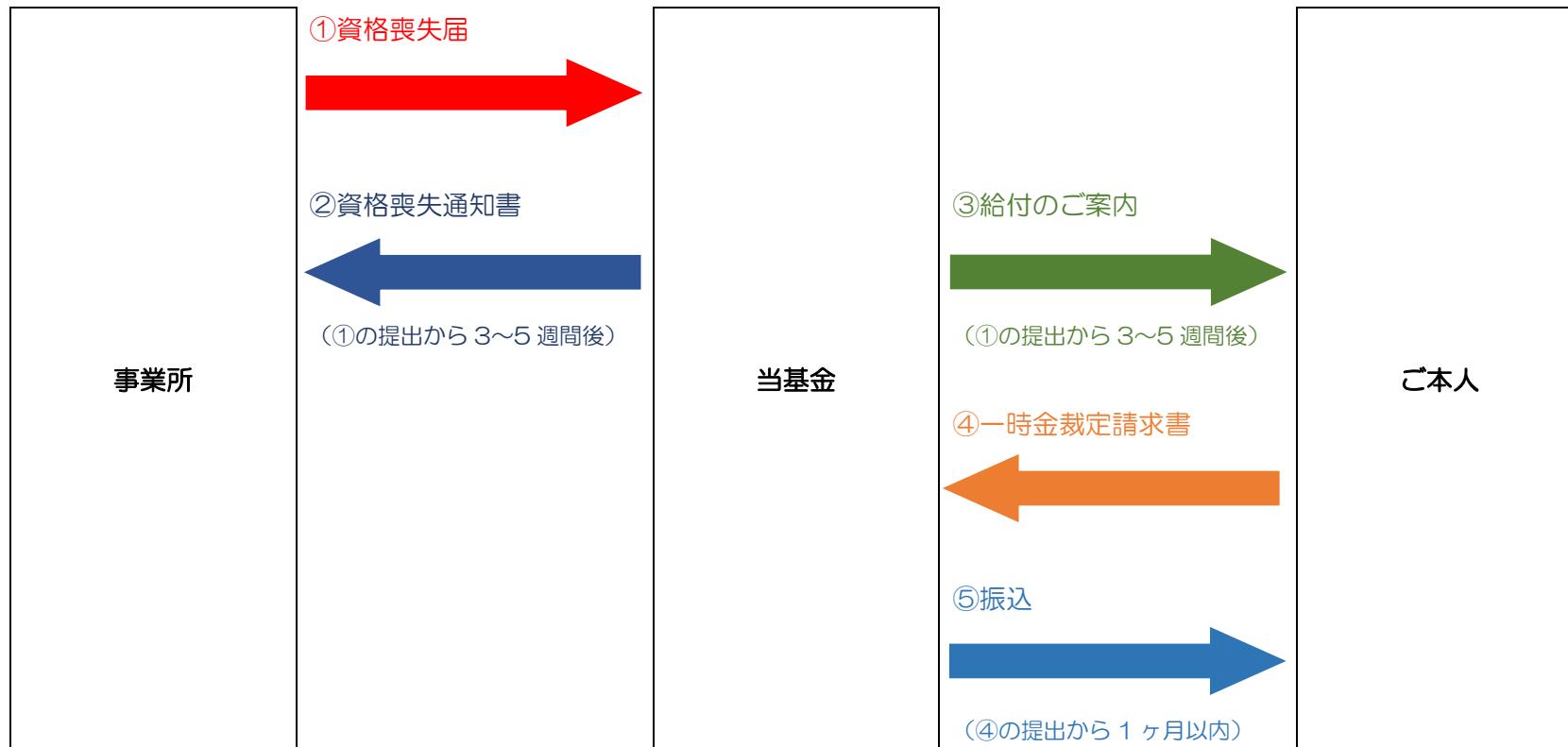
+

第2年金の年金額×残りの支給期間（保証期間）に応じた所定の率（100円未満の端数があるときは100円に切り上げ）

4. 納付の概要

(6) 退職から一時金受給までの流れ

●一時金として受給する場合



4. 紹介の概要

(7) 確定給付企業年金の紹介と税金

●退職所得となる一時金

退職により資格を喪失した方が受給する一時金は、税法上「退職所得」として扱われます。

ただし、資格を喪失した事由が退職以外でも、次の場合は退職所得として扱われます。

- ① 支給の繰下げを申し出ることが可能で、退職時または退職後に繰下げを終了し、一時金を受給する場合
- ② 加入者の範囲を限定している事業所で、定年（再雇用あり）または役員就任により資格を喪失し、同じ事由により事業所の退職手当等を受給する場合 または 当基金の一時金以外に退職手当等がない場合

退職所得は他の所得とは別に税額を算出します（分離課税）。勤続年数（当基金の一時金の場合は加入者期間）に応じた退職所得控除額が適用され、控除後の金額に税率を乗じた所得税・住民税を当基金が源泉徴収します。原則として確定申告は不要です。

勤続年数 (=A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × A (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年)

一時金の受給者が既に事業所が直接支給する退職金や中退共など外部積立型の退職手当等を受給している場合は、同じ年の退職手当等を合計して税額を算出します。このため、同じ年に受給した退職手当等が既にある場合は、ご本人から「退職所得の源泉徴収票」の写しを当基金にご提出いただきます。事業所が直接支給する退職金がある場合は、「退職所得の源泉徴収票」の交付をお忘れにならないようご注意ください。

※「退職所得の源泉徴収票」は「給与所得の源泉徴収票」とは別に交付します。源泉徴収税額が 0 円の場合も交付が必要です。

4. 紹介の概要

●一時所得となる一時金

退職以外の事由（65歳到達、身分変更、勤務時間減少、事業所の脱退・合併・事業譲渡など）により資格を喪失した方が受給する一時金は、税法上「一時所得」として扱われます。

一時所得は最高50万円の特別控除額が適用され、控除後の金額の2分の1を受給した年の他の所得と合計して税額を算出します（総合課税）。当基金は源泉徴収を行いません。50万円を超える一時金を受給した方は、確定申告が必要になることがあります。

●年金

確定給付企業年金法に基づく年金は、税法上「公的年金等の雑所得」として扱われます。

国の年金と異なり、源泉徴収時に各種控除を適用することができません。年金額の多寡や扶養親族の有無にかかわらず、一律7.6575%の所得税（復興特別所得税を含む）を当基金が源泉徴収します。確定申告を行うと、源泉徴収した税額に過納額があれば還付、不足額があれば追加の納税が発生します。

●遺族給付金

遺族給付金は、相続財産ではありませんが、税法上「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

●未支給給付金

未支給給付金は、税法上「受給した遺族の一時所得」として扱われます。

5. 福祉事業

5. 福祉事業

(1) ライフプランセミナー

- 在職中から定年後まで有意義で充実した生活を送るため、現在の生活を見直す機会として、また、これからの家庭経済生活を考える機会として「ライフプランセミナー」をご活用ください。
- 50代向け、40代向け、40代・50代単身者向け、30代向け、新婚向けと対象者別に内容を変えて開催しています。
- 年度ごとの開催スケジュールなどが決まりましたら、メール配信やホームページで告知しますので、加入者の皆さまへお知らせください。

(2) 年金相談・各種セミナー

- 加入者の皆さまへの情報提供として、年金相談・各種セミナーを開催しています。
- 開催の実績があるセミナーは次のとおりです。

年金相談	公的年金セミナー	退職予定者セミナー	介護セミナー	お金とほけんの話し	相続セミナー
新入社員セミナー ※一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会（JCSSA）主催					
- 年度ごとの開催スケジュールなどが決まりましたら、メール配信やホームページで告知しますので、加入者の皆さまへお知らせください。

(3) 結婚情報サービス機関の割引利用

- 当基金の加入者は次の結婚情報サービス機関を割引料金でご利用いただけます。割引料金や特典は結婚情報サービス機関によって異なります。詳細は各機関へ直接お問い合わせください。

婚活支援サービス パートナーエージェント	オーネット
----------------------	-------

5. 福祉事業

(4) 結婚式場・葬祭場の割引利用

- 当基金の加入者及びそのご家族は当基金が契約する結婚式場・葬祭場を割引料金でご利用いただけます。割引料金や特典は結婚式場・葬祭場によって異なります。詳細は各結婚式場・葬祭場へ直接お問い合わせください。ご利用可能な結婚式場・葬祭場は当基金ホームページでご確認いただけます。

トップページ > その他の福祉事業 https://www.its-kikin.or.jp/13_fukushi/

(5) えらべる俱乐部

- 当基金の第1年金の加入者、その配偶者及び2親等以内のご親族はJTBグループの会員制福利厚生サービス「えらべる俱乐部」をご利用いただけます。ご利用いただけるサービスの詳細は「えらべる俱乐部」の会員専用サイト <https://www.elavel-club.com> をご参照ください。

- 「えらべる俱乐部」の会員専用サイトに初めてログインする際は、会員番号と仮パスワードが必要となります。

会員番号 … 60176300 [加入者番号 6 衔の数字] 00

※半角数字 16 衔

※加入者番号が6桁に満たない場合は、加入者番号の先頭に0を付けて6桁にしてください。

(例) 加入者番号が「1234」 → 6017630000123400

※加入者番号が10桁の場合は、加入者番号の先頭から4桁を除いて6桁にしてください。

(例) 加入者番号が「8000123456」 → 6017630012345600

仮パスワード … 生年月日（西暦）

※半角数字 8 衔

(例) 1980年1月1日生まれ → 19800101

- なお、新規加入者につきましては、資格取得届のご提出から「えらべる俱乐部」をご利用可能になるまで2ヶ月前後の時間がかかります。



日本 | 〒107-0052
東京都港区赤坂2-5-7 港迎商事赤坂ビル3階
電話 : 03-5114-5517 (代表)
WEB : <https://www.its-kikin.or.jp/>
※この資料は令和3年4月1日時点の法令・規制等
に基づいて作成されたものです。